

上智大学修学奨励奨学金（春募集）

2026 年度授業料対象

募集要項

上智大学修学奨励奨学金は、学業への意欲があるにもかかわらず、経済的理由により学業の継続が困難と認められる学生に、授業料の一部または全額が給付される返還不要の**授業料減免型奨学金**です。

1. 出願対象者

- ・全学部生/大学院生
- ・日本国籍を有する学生または在留資格が「留学」以外の外国籍の学生
- ・2026 年度春学期に在学または留学（交換・一般）の学生
- ・在学継続による学費減額（**残余 12 単位減額・論文減額**）を受けていない学生

2. 給付額

採用者は、以下のいずれかの額を下記給付期間中の授業料から減免します。

※授業料以外の費用（在籍料、教育充実費 etc.）は減免対象外

授業料相当額 / 授業料半額相当額 / 授業料 3 分の 1 相当額

3. 給付期間

2026 年度…………… 2026 年度に在籍予定で下記以外の学部/大学院生（注）

2026 年度春学期のみ…………… 2026 年度春学期から修業年限外（留年）のため、在学継続となった学生

2026 年度春学期で修業年限が満了する学生

（注）2026 年度分について、既に 2026 年度修学奨励奨学金（秋募集）に出願した学生は対象外。

4. 出願期間

2026 年 5 月 21 日（木）～ 5 月 27 日（水）

5. 出願方法

①窓口（学生センター⑩番窓口） 窓口時間：10：00-11：30 12：30-15：30 ※窓口提出の場合、封筒は不要

②郵送 簡易書留（角 2 封筒）もしくはレターパックのいずれかを使い、出願期間内に郵送してください。（**期間内必着**）

〒102-8554

東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学学生センター 経済支援担当宛

・「修学奨励奨学金書類在中」と赤字で記入し、学生氏名/学生番号を明記する。

・出願期間中に留学をしており、国外にいる場合は、ご両親等による郵送での代理出願を認めます。(ただし、出願書類は本人が作成したものに限り)

6. 採否結果通知

2026年9月下旬頃 (My Sophia 通知)

7. 給付方法

2026年度秋学期授業料から年間採用額を減額。

年間授業料を納入されている学生や採用額が秋学期授業料を上回る場合は返金。

8. 出願からの流れ



学修計画書について：

今回の募集より、大学から学修計画書を求めることはしません。該当する方は以下「9.出願書類」欄をご確認のうえ、出願時に（他の必要書類とともに）提出してください。

9. 出願書類

[全員提出必須書類]

①	生活状況報告書	・データ入力したものを提出。手書きによる作成不可。(A4サイズで印刷) ・収入欄には、給与所得者は2024年の給与収入金額、自営業の場合は営業所得金額を入力。 ・家族欄には、父母に加え、出願時点での被扶養者の情報(兄弟姉妹・祖父母等)を入力。 ・離婚/死別している場合や経済的に独立されている方の情報は不要。 ・既婚学生は、配偶者や子の情報を入力。(両親の情報は不要)
②	奨学金申込書	・データ入力し、印刷後に署名をする。(A4サイズで印刷) ・海外留学中の学生は電子署名を可とする。
③	成績関係書類 (原本)	▶在学学生：Loyolaから印刷した成績通知書 Loyola>成績>履修成績照会>過去を含めた全成績>ファイル出力開始 ▶学部新生(4月入学者)：出身高校の調査書(評定平均値が記載されたもの) 海外高校の出身者は、GPAが記載された成績証明書 ▶大学院新生(4月入学者)：出身大学の成績証明書
④	令和7年度 (令和6年分) 所得証明書 (原本)	・3ヶ月以内に発行された所得(課税・非課税)証明書。 ・収入の有無にかかわらず、同一生計の家族全員分の提出が必要。(本人分も要提出/高校生以上の就学者の兄弟姉妹は所得証明書は不要、下記②在学証明書を提出すること) ・同居/別居にかかわらず、被扶養者になっている場合、その方の分も必要。ただし、出願時点で扶養

		<p>から外れている場合、または中学生以下の場合、その方の所得証明書の提出は不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚/死別している場合や経済的に独立されている方の分は提出不要。 ・海外勤務のため、日本での所得証明書が発行されない場合は、その年度の総収入が記載された書類を提出してください。英語以外の言語で発行されている場合は、英訳もしくは和訳をつけること。
⑤	令和6年分 源泉徴収票	<ul style="list-style-type: none"> ・転職により、途中で職場が変わった場合、退職前の職場と現在の職場の両方から発行された源泉徴収票の提出が必要。ただし、前職の所得が現職の源泉徴収票に反映されている場合は現職分のみ提出。 ・給与支払金額が所得証明書に記載の給与収入金額と一致していること。 ・紛失により、源泉徴収票が手元に無い場合、会社に再発行を依頼してください。 ・独立生計者、既婚者は本人分の源泉徴収票の提出をお願いします。（両親分は不要）
⑥	令和6年分 確定申告書 (第1表/第2表)	<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者が、自営業/自由業/農業/報酬/雑収入/不動産/配当/株式譲渡等による所得がある場合は提出必須。※給与と所得のみで確定申告をしていない場合は提出不要。 ・配当/株式譲渡による所得がある場合は、第3表も併せて提出をお願いします。 ・修正申告をした場合、修正後の確定申告書を提出してください。
⑦	住民票 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に発行された家族全員分の住民票。（出願時点で扶養から外れている方の分は不要） ・マイナンバーの記載がないもの。
⑧	出願書類チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストを参照のうえ、必要書類が全部揃っているか確認してください。

[該当者提出必須書類]

①	令和6年分 年金関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年に年金（老齢年金/障害年金/遺族年金等）を受給した家族がいる場合は提出必須。 ・2025年から年金を受給している場合は提出不要。 ・複数の年金を受給されている場合は、全ての書類を提出すること。
②	在学証明書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校以上に在学している兄弟姉妹がいる場合は提出。（3ヶ月以内に発行されたもの） ・予備校生は、非課税証明書を提出してください。
③	賃貸契約書 入寮証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・出願者が自宅外通学をしている場合は提出必須。 ・出願者氏名/住所/家賃/契約期間が明記されたもの。 ・契約期間が出願時点で満了している場合は、契約更新したことがわかる書類を提出。 ▶ルームシェアをしている場合 賃貸契約書+ルームメイトによる事情書（書式自由）を提出。（続柄/家賃負担額/サイン） ▶親戚宅に下宿し、賃貸契約を結んでいない場合 親戚の方による事情書（書式自由）を提出。（続柄/家賃負担額/サイン）
④	障がい者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・出願者を含む家族に障がい者手帳が交付された方がいる場合は提出。 3
⑤	学修計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・学業成績について選考に特段の考慮を希望する場合、学修計画書（指定書式）を提出。なお、健康上の理由等の場合にはそれを証明する書類を添付のこと。
⑥	その他書類	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する書類をお持ちの場合は、上記書類以外にも提出いただく書類がございます。詳しくは、チェックリストを参照してください。

※原本の指示がない書類は、全てコピーを提出

10. 採用基準

家計基準の目安として、世帯年収が給与収入で 700 万円（税込）、または営業所得等で 400 万円を超える場合は、採用が難しくなります。成績基準は、公表しておりません。

11. 採用状況（2025 年度）

2026 年 3 月現在

合計 448 人

授業料相当額：12 名 授業料半額相当額：235 名 授業料 3 分の 1 相当額：201 名

毎年採用者数を決定して採用しているわけではありません。出願者全員の家計状況や成績等を総合的に判断し、採用していません。

12. 併給に関して

当奨学金は、授業料を減免する奨学金です、授業料減免型でない、給付型や貸与型の奨学金との併給は可ですが下記の通りとなります。

- ・本学の授業料減免型奨学金との併給は不可となります。
- ・学外奨学財団や地方自治体等では独自の規程を設けていますので、各財団・団体等に問い合わせてください。
- ・高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構奨学金とは併給可ですが、高等教育の修学支援新制度に採用された場合、新制度の支援が優先されます。ただし、修学奨励奨学金の採用額が大きい場合は、差額を本奨学金にて支援します。

例 1) 修学奨励奨学金：43 万円 修学支援新制度：23 万円 →年間減免額：43 万円(国 23 万円+大学 20 万円)

例 2) 修学奨励奨学金：28 万円 修学支援新制度：46 万円 →年間減免額：46 万円(国 46 万円)

13. 注意事項

- ・休学中は奨学金の申請はできません。復学後に申請してください。なお、奨学金受給期間中に休学した場合、休学期間中の奨学金は取り消しとなります。
- ・定められた出願期間、窓口受付時間以外は、いかなる理由があっても一切受け付けません。出願に関して相談がある場合は、事前に学生センターに相談してください。
- ・出願期間中に必要書類の提出ができない場合は申請できません。
- ・一度提出した書類は一切返却しません。原本が必要な書類以外は、コピーでの提出をお願いします。
- ・書類に不備がある場合や追加書類の提出が必要な場合は、出願書類に記載のメールアドレス、または携帯電話に連絡します。必ず大学と連絡がとれるようにしてください。長期にわたって連絡がとれず、選考が出来ない場合は、奨学金の選考対象外(=出願取消し)となります。

【問い合わせ先】

上智大学学生センター 経済支援担当 ⑩番窓口（2 号館 1 階） 窓口時間：10：00-11：30 12：30-15：30
Phone: 03-3238-3523 Email: scholarship-co@sophia.ac.jp